

別表1「指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所に係る参酌基準表」(指針第6の3)

【I 基本調査参酌基準】					
本人の状況 (最高40点)	要介護度	認知症の行動・心理症状の頻度			
		なし	少しあり (月1~3回)	やや多い (週1~3回)	非常に多い (ほぼ毎日)
	5	30点	33点	36点	40点
	4	24点	27点	30点	34点
	3	18点	21点	24点	28点
	2	12点	15点	18点	22点
1	6点	9点	12点	16点	
※「認知症の行動・心理症状の頻度」は、次の(1)~(22)を対象とし、そのうち(1)暴言暴行、(2)大声を出す、(3)介護に抵抗、(4)目的もなく動き回る、(5)外出して戻れず、(6)1人で外に出たがり目が離せない、(7)火の不始末、(8)不潔行為、(9)異食行為、(10)昼夜逆転が1項目以上ある場合。 または、(11)物盗られ等の妄想がある、(12)作話をする、(13)実際無いものを見聞きする、(14)感情が不安定となる、(15)しつこく同じ話を繰り返す、(16)「家に帰る」等落ち着きがない、(17)いろいろな物を集めたり無断で持って来る、(18)物や衣類を壊したり破いたりする、(19)ひどい物忘れがある、(20)意味もなく独り言や独り笑いをする、(21)自分勝手に行動する、(22)話がまとまらず、会話にならないが3項目以上ある場合(点数は3項目中、一番高い頻度の点数とする)。					
主介護者の状況 (最高40点)	項目	6点	4点	2点	
	①主介護者が障害、疾病、高齢の状況にある	介護困難(ADL全般援助困難)	多少介護可能(ADL2つ程度援助可能)	介護可能(ADL全般援助可能)	
	②主介護者が複数の家族等を介護している	介護困難	多少介護可能	介護可能	
	③主介護者が育児又は家族の看病を行っている	介護困難(常時の育児・看病が必要)	多少介護可能(半日程度育児・看病が必要)	介護可能(時々育児・看病が必要)	
	④主介護者の就労状況	介護困難(介護により生計維持者の就労が困難)	多少介護可能		
	⑤主介護者以外の同居家族の協力状況	ほとんどなし又ははない	多少あり		
	⑥別居血縁者等の協力状況		ほとんどなし又ははない	多少協力可能	
	⑦住環境の状況	借家等の住宅状況、経済的状況、地域性等により在宅介護が困難			
※・単身生活者で介護するものが全くいない場合は、①~⑤の合計を「30点」とする。 ・65歳以上の高齢者のみの世帯又は二人暮らし世帯の場合は、②は「6点」とする。 ・介護保険施設・病院等に入所(入院)している場合には、退所(退院)する時点での状況により判断する。					
サービス (最高20点) 利用状況	居宅サービス利用状況	単位数の80%以上	20点		
		単位数の50%以上80%未満	15点		
		単位数の50%未満(経済的事由)	15点		
		単位数の50%未満(介護の必要状況)	8点		
	施設サービス利用状況	特養以外の施設・病院等に入所(入院)しており、退所(退院)を求められている	10点		
※居宅サービスの単位数とは、支給限度基準額を示す。					
【II 優先入所順位参酌基準】					
介護の必要性和居宅における介護の困難性を、介護支援専門員等が調査実施した個別状況調査表による特記すべき事項等を勘案し、優先対象一覧を作成する。 優先対象一覧による入所順位の決定の際には、入所申込者の入院治療等の必要性や、高度な機能回復訓練の必要性及び著しい問題行動への対応が可能か否かを判断するものとする。					